



増子 義久 議員

市職員の職場環境と健康管理は 定期健康診断結果に基づき管理

Q 市政を第一線で担う市職員の健康管理こそが最優先されなければならないが、メンタル疾患で病気休暇や休職を取得する職員が急増し、不定期の人事異動も目立つようになった。過去2年間の休暇、休職の推移とその原因並びにメンタル面の健康管理について伺う。

A 【市長】 新規のメンタル疾患による病気休暇取得者数は平成26年度9名、平成27年度19名(2月19日現在)。メンタル疾患は、超過勤務の増加や職場の人間関係、仕事上のストレスや家族問題、生活習慣など複数の原因が絡み合い発生していると考えている。対策として、平成22年度からストレスチェックを実施し、所属長が管理監督者として行うべきメンタルヘルス不調者の早期発見や、ラインケア※研修を実施している。

Q ①移転整備構想案のその後
の見直し、②市に要望される補助金の財源、③医師確保の具体策、④市医師会との協力関係を伺う。



移転構想が進む総合花巻病院

A 【市長】 ①県立中部病院や岩手医科大学付属病院から退院した後、リハビリを必要とする患者の受け皿としての役割を担い、地域医療を守る病院となるよう議論が続いている。②合併特例債又は基金の取り崩しを考えている。③県内唯一の医学部を有する岩手医科大学をはじめとする大学医学部と連携していく。④市医師会から3名が移転整備検討委員会の委員に就任しており、さらに強固な協力関係を築き、十分な連携を図っていく。

※職場の管理監督者が労働者に対して相談対応や職場環境等の改善を行うこと。

総合花巻病院の移転

新市建設計画について

事業の着手率は68パーセント



櫻井 肇 議員

Q 新市建設計画の変更・延長は合併特例債の活用とのみ捉えるのではなく、合併後10年の花巻市政を総括することも必要との観点からこの間の市政の評価を伺う。

A 【市長】 新市建設計画の事業の進捗状況は、合併協議会が策定した新市建設計画に掲げた572事業のうち完了が198事業、実施中が192事業、未着手事業が182事業となっており着手率は68.2%となっている。合併による財政運営上のメリットとして、合併特例債の発行により、合併前の各市町では整備に時間を要すると思われたハード事業に着手することができたものと捉えている。

介護事業について

Q 介護予防・日常生活支援総合事業の制度の内容、サービス提供主体の確保及び現在のサービスを後退させず、必要とする全ての要支援者がサービスを受けられる施策について伺う。

A 【市長】 日常生活支援総合事業を創設し、要支援者を対象と



介護事業の説明会(3月2日東和福祉センター)

した介護事業所による通所介護サービスは今までどおり提供しながら、訪問介護のうち身体介護を除く掃除、洗濯、ごみ出しなどの生活援助について、介護事業所以外の多様な主体によるサービス提供が可能となった。事業実施に当たっては地域のニーズにあわせ、NPO、民間事業所、住民ボランティア、地域団体等の協力のもと周知を図るべく、各振興センターにおいて説明会や意見交換会などを開催している。

【そのほかの質問】 市政方針について、岩手医科大学附属病院の今後の医療体制について



藤井 幸介 議員

ラグビーワールドカップの対応 北上市の合宿誘致に連携協力

Q 2019年、釜石市でも開催されるラグビーワールドカップのチームキャンプ地に本市として立候補する考えは。また、観光都市花巻として開催への期待はどのようなものか伺う。

A 【市長】 北上市が事前合宿誘致への取り組みを既に表明しているため、隣接市とキャンプ地誘致を競うのではなく、広域的な視点に立つての連携協力を考えている。また、釜石市での開催成功に向け、釜石市に全面的に協力していきたい。

観光都市花巻として、まずは釜石市での大会が成功裏に開催され、同市を含む三陸沿岸被災地に希望をもたらすものとなるよう、釜石市や遠野市との連携を図りながら、本市としては宿泊施設の提供も含めて、出来ることをしっかりと支援していきたいと考えている。

生活困窮者の支援は

Q 生活困窮者自立支援事業が開始されて2年が経過したが、これまでの取り組み状況について伺う。

A 【市長】 生活困窮者自立支援事業は必須事業と任意事業で構成されており、必須事業の自立相談支援事業、任意事業の就労準備支援事業及び家計相談支援事業のそれぞれを花巻市社会福祉協議会に委託して実施しているほか、市が直接、必須事業の住居確保給付金の支給事業を行っている。今後も制度を必要としている方が本制度を活用できるよう、関係機関と連携の上、丁寧な対応に努めていく。



自立支援事業が行われている社会福祉協議会分室

【そのほかの質問】 国土強靱化計画について



照井 明子 議員

公契約の適正化について 公正な競争の促進と透明性確保

Q 公契約の適正化のために取り組んできた内容(公共事業・民間委託・公共調達)及び公契約条例制定の考えを伺う。

A 【市長】 各種関係法令に基づき、最低制限価格制度の導入、適正な予定価格設定、入札結果の公表などを行うとともに、従業員の社会保険の加入を入札参加資格に義務付けるなど、公正な競争の促進や契約内容の透明性の確保に努めてきた。今後においては、委託業務など本市が締結するさまざまな契約に適用が可能なか検討していきたい。

岩手県では「県が締結する契約に関する条例」を制定し、平成29年4月までの間に「特定県契約に係る措置」を含めた完全施行とする予定と伺っている。県内自治体の動向などを注視しながら研究していきたい。

空き家バンクの進捗は

Q 空き家バンクの進捗状況を伺う。

A 【市長】 本年2月20日現在の空き家登録件数は49件であり、そのうち宅地建物取引業者による建物



空き家バンク専用ホームページ

調査が終了した29件を専用ホームページにおいて公開している。残りの20件についても現在宅地建物取引業者が空き家の状況調査を進めており、調査が終了次第公開していく。また、空き家の利用希望者については、市内外から30名に登録をいただいております。市では希望する物件に関する情報を提供し、現地を案内し建物を確認いただくなどの対応をしている。

【そのほかの質問】 花巻市公立保育園再編指針案について

市政「ここが聞きたい」
いっぱん質問

市政「ここが聞きたい」
いっぱん質問